

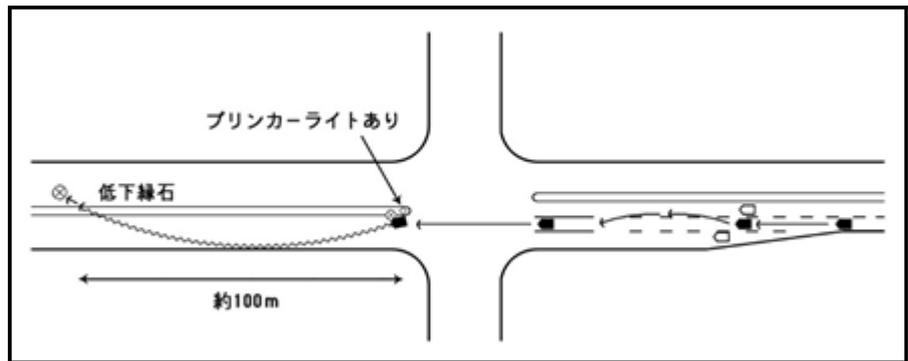
中島朱希さん被害事件 ご遺族のたたかいと最高裁決定の意義

弁護士 青野 渉

被告人は、多量のビールを飲んで運転を開始し、さらに運転中にもビールを飲みながら、旭川市内の一般道を100キロ以上の速度で走行していました。先行する自動車を煽って追い抜いた後、交差点で中央分離帯に衝突し（この時の速度は時速119キロ以上）、その衝撃で右前輪が外れ、制御不能となって、中央分離帯を飛び越えて、対向車線を走行していた中島朱希さん運転の乗用車に衝突しました。

この事件について、旭川地検は、当初、過失運転致死罪で起訴しました。

しかし、最高裁平成23年10月31日決定が示した危険運転致死罪の適用基準からすれば、本件は、危険運転致死罪が適用されるべき事件です。法律では「アルコールの影響により正常な運転が困難な状態」で事故を起こした場合に危険運転致死罪が適用されると規定されています。そして、上記最高裁決定では「アルコールの影響により前方を注視してそこにある危険を的確に把握して対処することができない状態」は「アルコールの影響により正常な運転が困難な状態」の一例である、と明示しているのです。



被告人の車両が衝突した交差点の中央分離帯には、注意喚起のための点滅式のライト（ブリンカーライト）が設置されています。現場の見通しはよく、250メートル以上手前からブリンカーライトが見えます。前を見て運転していれば、この中央分離帯に衝突することは考えられません。にもかかわらず、中央分離帯に衝突しているということは、被告人は、まさに「アルコールの影響により正常な運転が困難な状態」であったといえます。

被告人の車両が衝突した交差点の中央分離帯には、注意喚起のための点滅式のライト（ブリンカーライト）が設置されています。現場の見通しはよく、250メートル以上手前からブリンカーライトが見えます。前を見て運転していれば、この中央分離帯に衝突することは考えられません。にもかかわらず、中央分離帯に衝突しているということは、被告人は、まさに「アルコールの影響により正常な運転が困難な状態」であったといえます。

平成28年5月25日の起訴直後から、遺族は、旭川地検に対して危険運転致死罪への訴因変更を強く要望し、結果的に平成28年7月8日、旭川地検は危険運転致死罪に訴因変更をしました。

1審の旭川地裁の判決は、危険運転致死罪を認めましたが、その判決理由は、異例のものでした。すなわち、被告人の運転操作の能力自体については「被告人の運転操作におぼつかないところは見当たらない」と判断したうえで、ただ、精神面で自制心が欠如していたことを認めて「アルコールの影響により正常な運転が困難な状態」であったと認定したのです。遺族としては、結論はともかく、見通しの良い道路で中央分離帯に衝突しているのに「被告人の運転操作におぼつかないところは見当たらない」とする一審判決の内容にはやや違和感を持たざるを得ませんでした。

平成30年8月30日の札幌高裁判決では、250メートル以上も手前からブリンカーライトが見えるにもかかわらず中央分離帯に衝突している事実を重視し、運転操作能力にも異常があったことを認定し、結局、平成23年の最高裁決定のいう「前方を注視してそこにある危険を的確に把握して対処することが困難な状態」であった、と判断しました。札幌高裁判決の内容は、まさに当初から遺族が指摘していた内容を認めるものでした。2年以上かかりましたが、裁判所が適切な判断をしてくれたという意味では、よかったですと思います。

しかし、一番辛い状況の遺族が、何度も何度も検察庁に要望に行かなければ、この常識的な結論が得られない、というのは正しいことではないでしょうか。遺族が何もしなければ、過失運転致死罪という軽い罪で終わっていたこととなります。検察庁が、自動車による犯罪について、真剣さに欠ける捜査を行っているのではないかと、という疑問は拭えません。

なお、被告人は最高裁判所に上告しましたが、上記のとおり、札幌高裁判決は最高裁決定に沿う常識的な内容ですので、当然、最高裁判所は上告を棄却して札幌高裁判決は確定しました。（あおの わたる）

飲酒暴走の危険運転に命を奪われた妻の無念を忘れない

旭川市 中島康博

妻は殺され、私と息子は大切な家族を失いました。悲しみと混乱でいっぱいの中、当たり前の裁きを求めれば、闘わなければならない現実がありました。地方の司法行政はまともに機能していなかったのです。

朝から酒を飲み、飲みながら運転。その上、時速60km制限の一般国道、しかもカーブのある下り坂。前車を煽り、隣車の前方すれすれに割り込み、そこから4000ccの車でアクセル全開。前方に交差点があるが加速し続け、時速は少なくとも時速119km、EDRでは時速126km。当然、中央分離帯に激突。右前輪が脱落、コントロールを失い、対向車線に飛び込み、対向車のドライバー目がけて衝突。そのドライバーが私の妻でした。

私は、無差別殺人行為だと考えます。しかし、交通事故は交通の法律が適用されてしまいます。

事故を検証した旭川中央署の警察官は、憤りながら、「絶対に許せない、危険運転で送検です。」と。しかし、旭川地検は、警察の判断に難色を示したそうです。

まだ若い警察官は、「地検が過失運転だと言ってきかない。一人の人間として、この事故が危険運転にならないのは許せない。もし、過失で起訴されたときは、被害者の団体などに相談して、闘ってほしいです！」と語りました。

やはり、旭川地検は過失運転致死罪で起訴。検察にとっては軽く終わらせるべき事件なのでしょう。担当は頼りない副検事。説明を受けたが、到底納得できません。

「異常な速度、異常な運転行為、飲酒状態。危険運転ではないですか？」と尋ねても、「直線なので。飲酒運転のテストもクリア。車に衝突せず煽り、割り込めている。酒の影響は認められない。だから危険運転ではない。」と答えられました。煽りと割り込みを評価していることにも、甚だしい違和感がありました。

これを聞いた妻は、悔しくてたまらなかつたでしょう。私は、不服を申し立てようと思いましたが。しかし、私は、長時間勤務した後にも自宅で仕事をする毎日で、息子はまだ保育園年長で手が掛かりました。何より、精神的に参ってました。どの弁護士に相談すればよいかも分からず、闘うのは諦めようとも思いました。

そんな私を、HTBの記者さんや交通事故被害者の会の方々が助けてくださいました。そして、交通事故に詳しい青野渉弁護士に会わせていただきました。

心強い味方を得て、私は、妻のために闘うことを決めました。仕事と子育てをしながらでしたので、かなりきつかったのですが…。皆さんのおかげで、起訴から1ヶ月半で危険運転致死罪に訴因変更が行われました。

地裁も、高裁も、裁判が始まるまでがとても長かったです。さらに、被告人側弁護士に上告までされ、3年4ヶ月の年月。最高裁は上告棄却し危険運転致死罪、懲役10年が確定しました。やはり、最高裁の裁判官が危険運転致死罪で間違いないと判断する事件だったのです。

旭川地方検察庁は、まともな判断ができなかったということです。被害者が、悲しみに耐えながら訴え続けなければ危険運転致死罪が適用されないって、おかしくないですか？

地方の司法行政は、人の人生を左右することを自覚し、日々研鑽していただきたいです。

妻 朱希は、被告人の悪質さが認められ、ほっとしていることと思います。

危険運転致死罪にはなりましたが、懲役10年は短く、交通に関する法の裁きはまだまだ緩いと思います。市民感覚に合致した法整備を願います。また、この世から悲しい事故がなくなるよう、人間のモラルを切に願います。

〈資料〉 経過概要

2016/5/4 旭川市の国道で、飲酒暴走運転の加害者により中島朱希さん（38歳小学校教諭）被害死

5/25 旭川地検は、ハンドル操作ミスの過失運転で起訴

6/16 被害者家族と「連絡会」は、訴因変更を地検宛上申

6/28 被害者家族と「連絡会」は、訴因変更を札幌高検宛上申

7/8 旭川地検は訴因を危険運転致死罪に変更

2017/7/6 旭川地裁は危険運転致死罪、懲役10年の判決（求刑14年）。被告は控訴

2018/8/30 札幌高裁は、地裁判決の事実認定の一部を変更し、改めて危険運転致死罪で懲役10年の判決。被告は上告

2019/8/29 最高裁判所第3小法廷は、被告の上告を棄却し札幌高裁判決が確定